

令和5年度発行「大切です！食品表示 食品表示法 食品表示基準手引き編」における

食品表示基準等の改正に係る内容について

令和6年3月28日に、「食品表示基準について」の一部が改正され、食物アレルギーの推奨表示対象品目について「マカダミアナッツ」が追加され、「まつたけ」が削除されました。

また、令和6年4月1日に、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」が「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改められ、消費者庁の「食品表示企画課」が「食品表示課」に変更されました。

このパンフレットは、原則として、令和5年7月1日現在における法令等に基づき作成をしております。該当箇所については、下記のとおり改正後の内容に読み替えてご使用ください。

該当箇所	現行			改正後の内容		
P.5 横断的義務表示事項 ◆名称（種類別）	食品衛生法の乳等省令（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令）に定めのある乳（生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳を除く。）及び乳製品の種類別については、乳等省令第2条の定義に従って表示			食品衛生法の乳等命令（乳及び乳製品の成分規格等に関する命令）に定めのある乳（生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳を除く。）及び乳製品の種類別については、乳等命令第2条の定義に従って表示		
P.11 アレルゲン オレンジ色枠内 ☆特定原材料に準ずるもの	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 <u>まつたけ</u> 、もも、やまいも、りんご、ゼラチン			アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 <u>マカダミアナッツ</u> 、もも、やまいも、りんご、ゼラチン		
P.12 アレルゲン 特定原材料に準ずるものの代替表記と拡大表記の表中	特定原材料に準ずるもの	代替表記	拡大表記	特定原材料に準ずるもの	代替表記	拡大表記
	<u>まつたけ</u>	<u>松茸、マツタケ</u>	<u>焼きまつたけ、まつたけ土瓶蒸し</u>	<u>マカダミアナッツ</u>	<u>マカデミアナッツ</u>	
背表紙 食品表示法 相談窓口	消費者庁 <u>食品表示企画課</u>			消費者庁 <u>食品表示課</u>		